

新規事業の実施補助について

自治会用

新規事業の目的

新規事業は、地域の様々な福祉課題の解決に向け、自治会独自の新しい取り組みを支援し、主体的な活動を推進することを目的としています。

新規事業とは？

自治会が**現在まで取り組んでいない新たな事業**です。地域の福祉課題解決をテーマに、自治会ごとの求められる取り組みを、自治会に応じた形で進めていただきます。下記の取り組み事例以外にも自由な発想で企画してください。

新規事業例

例1

【介護予防】

- 健康体操グループの結成・活動



毎週1回など、定期的に高齢者の介護予防にもつなげる取り組みを実施

例2

【自治会の活動活性化】

- 新たな活動団体創設や既存組織の見直し



福祉委員会など福祉活動に取り組む組織の設立・活動の実施

補助金

1年目：3団体総額50万 2年目：3団体総額25万
3年目：3団体総額15万 毎年度3団体まで（最長3年間）
総事業費の3/4を上限とします。申請書提出期限は6月末日

※ふれあいいきいきサロン・子ども食堂または学習支援・福祉懇談会・見守りネットワーク会議の開催・見守り訪問活動・避難行動要支援者参加型避難訓練の実施は除く（申請後審査があります）。

居場所継続支援補助について

※令和6年度が最終年度になります

居場所継続支援の目的

地域の大切な居場所づくりをされている団体が長く活動を継続いただけるように応援していくことを目的としています。

居場所継続支援とは？

これからも居場所を継続して開催いただけるように**居場所継続に必要な備品の修繕・購入**に充てていただける費用について補助させていただきます。

居場所継続支援例

例1

【会場の備品購入】

- エアコン購入



夏の熱中症対策と冬場の寒さ対策のために故障中のエアコンを買い替え

例2

【活動に必要な備品修繕】

- 食事、お話等に使用する机・椅子の修繕



年月が経ち居場所活動に必要な机や椅子の修繕を地元大工に依頼

補助金

採択数：毎年度5団体まで 限度額：5万円 補助対象：備品整備や修繕の費用
補助率：総事業費の3/4を上限とする。申請書提出期限は6月末日

※過去5年間居場所を毎月実施している団体に限る（申請後審査があります）。

※過去5年から現在まで地域お茶の間創造事業補助金を受けている団体は除く。

※同一自治会で複数回申請できるが、補助総額は限度額以内とする。